

◆新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの事業者の皆様へ◆

山形県飲食業関連家賃等緊急支援事業のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、飲食店への客足が止まり、飲食店だけでなく関連する飲食料品卸売業や運転代行業等にも大きな影響が出ています。これらの事業者に対し、家賃等の固定経費に対する支援金を給付し事業の継続を応援いたします。

対象事業者

- 県内において飲食店や飲食料品卸売業者、貸おしぼり業、運転代行業を主たる事業として営む中小法人・個人事業主(その住所が県内にある者)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年7月から9月までのいずれかの月の売上が、前年又は前々年の同月比で50%以上減少している者
- 支援金の受給後も事業を継続する意思があること

※新規創業者の売上比較方法等は裏面をご覧ください。

給付上限額

※1事業者あたり

- ① 法人 40万円 ② 個人事業主 20万円

対象経費

- 令和3年7月から9月までの間に負担した家賃・地代、リース料、自動車保険料(損害賠償責任)等の固定経費

※対象経費の詳細は交付要綱をご覧ください。

必要書類

- ① 補助金交付申請書兼請求書
- ② 令和3年7月から9月までのいずれかの月の売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少していることが証明できるものの写し
- ③ 補助対象となる固定経費の契約書等(不動産賃貸借契約書・リース契約書等)
- ④ 補助対象経費を支払ったことを証明する書類の写し(領収書等)
- ⑤ その他、事務局が求める書類

※必要書類の詳細は交付要綱をご覧ください。

お問い合わせ先

山形県家賃・テイクアウト関連支援事業コールセンター
電話番号 0570-078-010
[受付時間]午前9:00~午後5:00(土・日・祝日除く)

新規創業者の売上比較方法

- 令和2年9月2日から令和3年8月1日までの期間中に創業した事業者の売上比較は以下のとおりとなります。

(要件)

- ・ 「令和3年7月・8月・9月のいずれかの売上」が、「売上比較対象月(令和2年10月から令和3年8月までのいずれか一月)の売上」に比べて50%以上減少していること

(必要書類)

- ・ 補助金交付申請書兼請求書(「2 要件確認」の「(2) 新規創業者」の欄に記入)
- ・ 法人は履歴事項全部証明書の写し
- ・ 個人事業主は開業届出書(税務署受付印があるもの)の写し
- ・ 対象月(令和2年9月から令和3年8月までのいずれかの一月)の売上が確認できる書類
- ・ 売上が対象月比で50%以上減少した月(令和3年7月・8月・9月のいずれかの一月)の売上がわかる書類
- ・ 振込口座が分かる通帳の写し(申請事業者名義のものに限る)
※表紙を開いて見開き2ページ分(口座名義(カタカナ)と口座番号の両方が分かるページの写し)

受付期間：令和3年11月1日(月)から令和3年12月31日(金)まで(消印有効)

申請方法：必要書類を「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業事務局」へ郵送
〒981-3291 泉西郵便局 私書箱第25号(TP内)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から必ず郵送で申請ください。

※封筒に「補助金申請書在中」と朱書きしてください。

※ 「補助金交付申請書兼請求書」の様式は、「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業特設サイト」からダウンロードのうえ、記入してください。

※ ダウンロードや印刷が難しい場合は、近くの総合支庁や市町村、最寄りの商工会・商工会議所でも様式を配布しています。

詳しくは、「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業特設サイト」をご確認ください。

<https://yamagata-insyoku-shien.jp>

